

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成25年6月11日(火) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 村松昇平君 |
| 5番 | 市川圭一君 |
| 6番 | 小松崎伸君 |
| 7番 | 山越守君 |
| 8番 | 沼田和利君 |
| 9番 | 諸橋太一郎君 |
| 10番 | 宮崎智君 |
| 11番 | 杉森弘之君 |
| 12番 | 須藤京子君 |
| 13番 | 黒木のぶ子君 |
| 14番 | 板倉香君 |
| 15番 | 柳井哲也君 |
| 16番 | 中根利兵衛君 |
| 17番 | 田中道治君 |
| 18番 | 石原幸雄君 |
| 19番 | 板倉宏君 |
| 20番 | 遠藤憲子君 |
| 21番 | 鈴木かずみ君 |
| 22番 | 利根川英雄君 |
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会 計 管 理 者	高 島 町 子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

議会事務局長	滝 本 仁 君
--------	---------

書 記 中 根 敏 美 君
書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第2回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成25年6月11日（火）午前10時開議

日程第 1. 議案第49号 龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについて

日程第 2. 議案第50号 牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例について

日程第 3. 議案第51号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第52号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

日程第 5. 議案第53号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 6. 議案第54号 土地取得について

日程第 7. 議案第55号 牛久市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例について

日程第 8. 議案第56号 牛久市教育長の給与の特例に関する条例について

日程第 9. 議案第57号 牛久市職員の給与の特例に関する条例について

日程第10. 決議案第3号 公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議について

日程第11. 決議案第4号 橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議について

日程第12. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

決議案第3号及び第4号の2件、請願第2号の1件が追加されましたので、報告いたします。

なお、追加されました請願はお手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第49号ないし日程第9、議案第57号の9件を一括議題といたします。



議案第49号 龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについて

議案第50号 牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例について

議案第51号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第53号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 土地取得について

議案第55号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例について

議案第56号 牛久市教育長の給与の特例に関する条例について

議案第57号 牛久市職員の給与の特例に関する条例について

○議長（山越 守君） これより議案第49号ないし議案第57号の9件について順次質疑を許します。

質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。

また、答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

なお、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いを申し上げます。

初めに、議案第49号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号についての質疑を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、改めましておはようございます。議案51号について質問を行います。

今回、国保条例の一部改正ですが、国保から後期高齢に移動した方がいる場合につきまして、今まで、ことしの3月31日で期限が来るために、この制度を恒久化するという、そしてまた3年間については4分の1を軽減するというものだと思います。

しかし、この条例を見てもみると、国保の平等割、今まで1人分だったのが1.5人分ふえるということになります。大幅値上げになるのではないかと思います。負担増の金額についてお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長兼医療年金課長（藤田幸男君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

このたびの国民健康保険税条例の一部改正につきましては、これまで平成20年度から後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、いわゆる特定世帯、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険の加入者が1人になった世帯につきまして、医療分と後期高齢者支援金分、これの平等割額を2分の1軽減するという措置が講じられてまいりました。それが5年間ということで、今までの制度ですと平成24年度で終わることになっておりました。このたびの改正は、その後の3年間、今年度から27年度まで、3年間につきまして4分の1の軽減というのを新たに加えるという改正になっております。

これまで医療分の平等割額は一般世帯で1万7,000円、それと後期高齢者支援金分が5,000円となりまして、2万2,000円のところで、2分の1の1万1,000円が5年間軽減されておりました。今回の改正は、6年目から8年目にかけて4分の1の軽減、5,500円の軽減を行うという改正になっております。

その負担増ということでございますが、軽減額につきましては、2分の1から4分の1ということで改正が行われますので、5,500円、1世帯当たりで負担がふえることとなります。以上です。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

1世帯当たり5,500円の増加になるということなのですが、全体の総額としてはどのようになるのか。もし試算が出ていなければ後で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

そして、後期高齢者医療制度、皆さん御存じのように、75歳になると否応なくその後期高齢に移行させられるわけですね。これは国の制度としてあったものを結局はこのように5年間の軽減措置というのをとられましたけれども、これからまた3年間新たに負担がふえるというのは、この被保険者に負担を負わせるというのは、本当に国の制度としては大変問題だと思います。この保険料について、この大幅値上げの分を、やはり市としても国にこのことを要求すべきではないかと思いますが、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

そして、総額について後でわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長兼医療年金課長（藤田幸男君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

この特定世帯の対象者でございますが、全体で1,185世帯であります。今回の6年目からの4分の1軽減に該当する世帯は329世帯あります。したがって、この軽減額といえますか、影響額というのは、先ほど説明しましたように、最大で5,500円となりますので、329世帯分ということで、180万9,500円が影響額と考えております。

それと、2点目ですが、今回のもし改正がなかったとすれば、今まで2分の1軽減があった世帯は、原則もとの制度に戻るということで、今まで1万1,000円の軽減を受けていた世帯が受けられなくなるということで、今回国のほうの地方税法改正が行われまして、新たに3年間、その後の3年間を、4分の1を軽減するという経過措置が設けられたということです。以上となります。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号についての質疑を許します。ございませんか。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案52号について、1点確認のためにお伺いします。

10ページ、11ページの放射能対策のところですが、甲状腺検査実施のための説明会開催とありますが、詳しい内容について伺いたいと思います。

これから甲状腺検査を実施することなのですが、どのような方法で市民に周知をし、また開催の予定なのか伺います。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

放射能対策を行う78万2,000円の補正でございますが、甲状腺検査に伴いまして、ゼロ歳から18歳までの該当者1万5,488人、世帯数にしますと8,711世帯の方に通知

をして、放射能検査の事前に甲状腺検査の内容を知っていただくというような趣旨で実施するものでございます。

実施する開催予定日につきましては、8月の10日、土曜日、8月の17日、8月の31日と、この3日間を予定して、市役所で医療福祉大の栃木県の鈴木教授、また筑波大学の原教授をお迎えしまして、甲状腺に対するリスク等の内容を説明していただくと。その上で甲状腺検査を今実施する方向で進めておりますので、現在医師会のほうと協議中でございます。それ以降については、今後定まり次第、御報告してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号についての質疑を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 公共下水道のところの公債費の借りかえのことについてなのですが、年利4%以上の地方債を低利に借りかえるということに伴って、7億1,480万円ですか、計上されているわけなのですが、何%のものを何%に借りかえるのかということについて、具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、まず今回の繰り上げ償還、補償金免除の繰り上げ償還につきましては、特定被災地方公共団体に指定された市町村が補償金免除での繰り上げ償還が行えると。ただ、これは旧公営企業金融公庫資金からの借り入れについてのみでございますが、4%以上につきましては、牛久市で公共下水道特別会計では16事業でございます。

16事業の中のこれまでの借り入れ利率でございますが、一番低い利率で4.4%の借り入れ利率、一番高いやつで6.7%の借り入れ利率となっております。これを今回この制度の中で、25年度のみ借りかえができることとなりますので、これに手を挙げるわけでございますが、この借りかえに当たっての利子算定につきましては、今後、9月20日現在の借りかえ実施日となりますので、そこにおける利率という形になってまいります。基本的に、今の現状ですと、0.3%ぐらい今までより落ちるのではないかというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号についての質疑を許します。18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 54号議案について、2点ほど確認の意味でお尋ねをいたします。

土地の鑑定を当然されていることと思いますが、どこの何という業者に鑑定を依頼したのか、お尋ねをいたします。

それから、2点目といたしまして、所有者、土地の地権者の名前が公表された資料が配られました。その中にお名前のない方が、公表されていない方がいらっしゃいます。どのような理由で公表を拒まれたのか、理由についてお尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 建設部次長沼尻輝雄君。

○建設部次長（沼尻輝雄君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、不動産鑑定評価のほうは、中央総合鑑定所のほうに委託をしてございます。

また、公表のほうにつきましては、所有者本人からの申し出で、公表はしたくないということでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 今、次長のほうから答弁があったわけですが、当市の個人情報保護条例の第9条の（4）の例外規定というものがございまして、情報の取得の状況から見て、利用目的が明らかであると認められるときは、本人にその目的を明示しなくてもいいというふうな規定がございます。この規定から考えると、当然今回の事例はこれに当たるというふうに考えられますことから、本人にとりたてて確認をとらなくても、氏名の公表というものはおのずとできるというふうに判断をいたしますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。再度お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 今の2回目の御質問でございますけれども、個人情報保護条例のほうの9条の4号ですか、取得の状況から見て、利用目的が明らかであると認められるとき、この取得した、個人情報を取得した状況でございますけれども、これは土地の売買に伴って自分の名前を提供したということでございますので、このほか、例えば今回の議会に出すというようなことを前提としての個人の情報を出したというふうには解釈できないと思います。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 議案54号について質問をいたします。

この土地調書の中に、今石原議員が質問したとおり、3筆といいますか、3カ所、所有者の名前が明記されていないということがあるわけです。私はまず第一に、明記されないままでこれが議会に諮られる、それ自体が地方自治法に違反しないかということをもまず1つ質問をさせていただきます。

地方自治法117条には、普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないとあります。つまり、所有者が不明なままに議事を進めることによって、この規定に違反するような事態が生まれるかどうか、議員にとっては全くわかりません。このような進め方が正しいのかどうなのか。どのように判断をしているのかということをもまずお聞きいたします。

そして、もう1つ、所有者が公表したくないから書かなかったということですが、それを個人情報保護条例ということが名目として言われているわけですが、牛久市の個人情報保護条例のどの部分にそれは該当するというふうに判断をしているのかお聞きいたします。私の調べた範囲では、個人情報保護条例の第20条第3項ア号のところ、不開示の除外規定というものが述べられています。その中で、法令等の規定により、または慣行として開示請求者が知ることができ、もしくは知ることが予定されている情報は除外するとなっています。これは市長がよく言われているように、所有者は調べれば、法務局に行けばわかるよと、よく言われているわけですが、まさにそのことがこの規定に該当することなのではないか。つまり、不開示にしなければいけない対象から除外すべき事項なのではないかというふうに判断をいたしますが、どのようにお考えなのか、お答えをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） まず、第1点目の自治法上の違反ではないかという御質問でございますけれども、自治法の117条につきましては、これは除外の規定でございます。この利害関係人等がある場合、この除外をするということでございます。この除外の判断でございますけれども、これは議長判断というふうになっております。

したがいまして、今回、個人情報保護条例のほうの10条の2項の第5号に基づきまして、議長の方に提示をいたしました。全員のです。その全員提示した段階で、議長の方に除外かどうかの判断をしていただきました。ということで、自治法違反とは考えておりません。

2点目、個人情報を例外として開示すべきではないかという、簡単に言えばそういうことだと思いますけれども、個人情報保護条例は基本的に個人情報は保護するというのが前提、要するにいろんな目的外の利用とか、ほかの人に開示してはいけないというのが原則でございます。

す。先ほどおっしゃいましたように、それが例外、こういう場合には例外として出されていくという規定でございますので、今回のやつはほかの情報との、登記所のほうの絡みだとは思いますが、そういう場合は開示できないというふうに解釈しております。

といたしますのは、今、情報開示時代ということで、いろんな情報が出回っておりますので、それを言い始めますと、全ての情報が、ほとんどの情報が、市役所にある情報がほかでわかり得るという場合には全て出すということになってきますので、制約といいますか、個人情報を保護することがなかなか難しくなるというふうに考えておまして、そういった外部からの情報を得てこちらの情報が開示しなくちゃならないという解釈はとっておりません。以上です。

○議長（山越 守君） 11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 今の答弁だと、外部からいろいろな情報が飛び交っているからどうのこうのというふうなことを理由にしているわけですが、法務局に行けば調べられるようなことが、外部でいろいろ飛び交っている情報と一緒にされていいのかなのか。このちょっと常識的にはおかしいのではないかと、というふうに思いますけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 法務局の情報とほかの情報は違うということだろうと思いますけれども、そういった違いをこの条例で、そういった違いがあった場合には出すとか出さないとかということは、この条例には規定されておりません。したがって、情報として扱うということに関しては同等だと思いますので、以上のような解釈を、先ほどのような解釈をとっております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号についての質疑を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 議案第55号、56号、57号に関連しまして、市長にお尋ねをしたいと思います。

地方公務員の給与は、自治体が独自に自主的に条例をつくって決定するというのが、地方公務員法で定められた原則でありまして、今回、国のほうの東日本大震災の復興財源の捻出を口実にして、こういう提案が国のほうから出されてきているという関連の中での条例提案だというふうに認識しておりますけれども、この復興予算の使い道については、今でも被災地外の林

道整備事業とか職業紹介事業など、全国対象事業に流用されている実態というのが明らかにされているわけなのですけれども、基本的にこの復興予算捻出が口実に過ぎないということがいろんな点から明らかになっているわけです。

また、そうした背景の中で、毎日新聞にも書かれておりますけれども、6月7日現在で44市町村中、県内でこの条例案の提出をしたのが10市町村ですね。提出をしなかったところが21。そのほか検討中というような状況であるわけなのですけれども、常総市の市長などは記者会見で、交付税の削減は地方自治の精神に反しており、まことに遺憾だと。自治体の給与は自治体が主体的に決定すべきだと、この批判をしている。市長の給与を5割減にするなど独自の市財政改革で削減分を賄って、市民サービスの低下を防いでいくと、このような記者会見をされているわけなのですが、牛久市長の記者会見は、真っ先にこの条例案を提案する、まだほかは恐らく提案されていない時期に、牛久市は提案するんだということで記者会見をされていたように思います。なぜ牛久市が他に先駆けてこの提案をされたのかということについて伺いたいと思います。地方6団体による意見書なども出ていて、全体的にそういう動きもある中で、なぜ牛久市は先駆けて提案に踏み切っているのかということについて伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 私のほうから、なぜほかに先駆けて条例を出したのかという御質問でございます。こちらは御承知のとおり、今回は国のほうからの要請ももちろんございました。それと、地方交付税の削減というところで、牛久市にとりましては1億4,100万円という試算が示されました。一方で、それまでの行政改革等の頑張りの中で、地域の元気づくり推進費ということで9,700万円をプラスするということもございました。どうしてもその差額、4,400万円は地方交付税のマイナス分になってしまうことから、これは内部でもちろんみんなで検討した結果、市民サービスの削減になってはいけないということで、市長を含めて全職員でこの部分を賄うということで、今回の提案となった次第でございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） どうも質問をしても、質問に対して答弁をしていただけないで、それを捻出した担当課のほうからの答弁になっているわけなのですが、市長はやはり10%ということで提案されていますけれども、例えば県知事は25%ですよ。50%のところもありますよね。いろいろありますけれども、そういう数字がどうこうじゃなくて、こういうことを先ほど私が質問している趣旨と違った形で答弁されているわけなのですが、市長のやる立場がちよっと違うんじゃないかというふうに私は思うわけなのですが、その辺について再度伺

いたいと思います。市長にお伺いいたします。

それから、組合との協議とか、その辺がどのようになっているのか、これは担当のほうにお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 鈴木議員の御質問にお答えしますが、今回の、名目はどうであれ、地方交付税の決まった額を削減すると、いわゆる国家公務員が7.8%何がしの金を削減しているので、地方公務員もそれに準じて負担してくれと、それについては地方交付税をその分を削減しますというような通知があったわけでありまして、それについて茨城県の市長会において、その地方団体に対して国が地方公務員の給与を削減しなさいということは、基本的に地方自治の精神にもとるということで抗議を申してあります。

しかし、現実の、理由はどうであれですよ、地方交付税が削減されたことによって、市町村の経営において実質的な純減額部分について、市民サービスというものを低下させたり、財政をそれだけ悪化させるという形ですることは相ならんということでございまして、そして茨城県においては相当な削減になったわけでありまして、牛久市においては、先ほど藤田課長の説明にあるように、行財政改革というものをちゃんとやってきておりますので、1億4,100万円のいわゆる削減に対して9,700万円の別の増額の交付税が来ているということで、差額の4,400万円について削減しなくちゃならんと、そういう中であって、労働組合と交渉をした結果、労働組合のほうもやむを得ないけれども合意するということで同意をいただいたということなものですから、それならば議案として出して、ちゃんとしたのがいいでしょうということで、今回が出たわけでありまして、茨城県の44市町村それぞれの地方交付税の削減額と、それと同時にいわゆる行革の達成度に基づく増額というもので来ているわけでございまして、その差額で見れば、茨城県の中においては、牛久は断トツに給与で調整する金額が率として少ないというふうに判断しております。

一般職員で2%というのは、ほかの市町村、河内町を除いてありません。みんな8%、9%という大きい削減しているところがございます。管理職はそのくらいだということもありませんけれども、一般の職員でさえ4%以上でございます。牛久の倍以上でございます、ほかの市町村は。そういう意味で、労働組合のほうもそれなりの理解を示したのではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

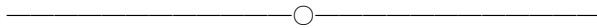
○議長（山越 守君） 以上で議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第10、決議案第3号の1件についてを議題といたします。



決議案第3号 公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 公共用地先行取得事業特別会計の再活用による決議案。

お手元に配付をされました案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

そもそも、自治体の公共用地の購入は、総合計画に基づいて計画的に行わなければならない。牛久市は、平成17年度までは、公共用地先行取得事業特別会計を併用していたが、平成18年度以降、専ら土地開発基金条例に基づく開発基金による購入を行っている。

しかしながら、土地開発基金による公共用地の購入は、購入に際して迅速な対応が求められる場合等には利便性がある一方で、事業化に際して、一般会計等で買い戻されるまでは購入した土地が明示されないために、市がどこにどのような公共用地を購入しているのかが不透明である。

ところで、現在、行政には、税金の用途に関する情報公開が強く求められている。このことは、市民の貴重な税金を用いる公共用地の購入においては、特に留意する必要がある。

そこで、牛久市における今後の公共用地の購入については、土地開発基金条例を廃止し、より透明性が高く、時代の要請に合致している「公共用地先行取得事業特別会計」を再活用すべきと考える。

以上決議する。

議員の党派を越えた御賛同を訴えまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 以上で、22番利根川英雄君の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第3号の質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第11、決議案第4号の1件についてを議題といたします。

○

決議案第4号 橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議
について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 案文を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議案。

橋下 徹大阪市長は、「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」、沖縄海兵隊司令官に海兵隊員のエネルギーを分散させるために「風俗業の活用」を提案したなどと発言している。

女性を性の道具として見る今回の一連の発言は、女性だけでなく、全ての国民の人格や人権、そして尊厳を深く傷つけるものである。また、これらの発言が市民の人権を守り抜くべき公人によるものであるということに、私たちは大きな衝撃を受けている。

私たちは、全ての市民の人権を擁護する立場の牛久市議会議員として、ここに、橋下 徹大阪市長に対し強く抗議する。

以上決議する。

牛久市議会。

なお、5月13日に、この許しがたい発言があつて以来、大阪、沖縄を初め全国の女性団体など、各種地方自治体等々から橋下市長に対する抗議や辞任を求める請願などが出されています。橋下共同代表は、これまで旧日本軍慰安婦問題について、強制連行の証拠はなかったと強弁し、歴史の事実をゆがめてきましたが、さらに今回の発言は、慰安婦の必要性を説くまでに暴言をエスカレートさせるという異常なものです。女性の人権をおとしめ、人間の尊厳を踏みこじめる橋下氏の暴言に怒りを持って抗議をするものです。

このような暴言をエスカレートさせる橋下氏には、首長の資格はもちろん、国政を語る資格も全くなく、人間としても許されるものではありません。その上、沖縄米軍の司令官に対して、日本の風俗業を活用してほしいと求めたことなど、国民、沖縄県民を冒瀆し、違法な売春を勧めるという、まさに驚くべき異常さで、世界から批判の声が上がっているところです。

よって、議員各位の御賛同を心よりお願いし、決議の提案といたします。

なお、この決議が通りましたら、牛久市議会として大阪市長宛てに送付することも含めて提案させていただきます。以上です。

○議長（山越 守君） 以上で21番鈴木かずみ君の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第4号の質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決議案第4号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号ないし議案第57号の9件、決議案第3号及び第4号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託いたします。

平成25年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第52号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第53号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例について

議案第56号 牛久市教育長の給与の特例に関する条例について

議案第57号 牛久市職員の給与の特例に関する条例について

決議案第3号 公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議について

決議案第4号 橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議について

◎教育民生常任委員会

議案第50号 牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例について

議案第51号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

請願第1号 年金2.5%の削減中止を求める意見書提出に関する請願

請願第2号 小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するための調査特別委員会の設置を求める請願

◎産業建設常任委員会

議案第49号 龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについて

議案第52号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ

議案第54号 土地取得について

平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
14 国庫支出金	2 国庫補助金		2 民生費国庫補助金	
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		
21 市債	1 市債	2 土木債		

第1条 第1表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (目) 1. 議会費 (款) 2. 総務費 (項) 4. 総務管理費 (目) 9. 電子計算費 (款) 8. 土木費 (項) 1. 都市計画費 (目) 3. 公共下水道費 (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 1. 元金 2. 利子 各款における人件費に関する事項	(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 2. 予防費 (款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費 (目) 2. 体育施設費	(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 5. 公害対策費 6. 雑草除去費

第2条 第2表 地方債補正 総務常任委員会

○議長（山越 守君） つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る18日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第12、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（山越 守君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため明日12日から17日までの6日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、明日12日から17日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分散会